

第20回 障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会提出資料  
 地方自治体における採用試験に関する現状から  
 (仮称) 障害者差別禁止法策定に向けた提言

自治労障害労働者全国幹事会 (障労連)  
 代表幹事 西村 正樹

障害者雇用の促進を主要な課題のひとつとしている障労連の取り組みに基づき、「(仮称) 障害者差別禁止法」における個別分野とされる雇用・就労の採用に関して、法律に盛り込むべき内容について以下のとおり提言する。

また、本提言は、地方自治体における採用試験に関する現状に基づくが、同時に入学、資格取得等の試験の応募規定、実施方法、資格付与の制限等にも関連することから、こうした分野への適用も、併せて提言する。

なお、各自治体のホームページ等から採用制限等については、確認可能である。

1. 地方自治体の採用試験 (一般・障害者枠) における現状について
  - (1) 障害を理由とした直接・間接・関連した受験制限・制約について
    - ・介助者なしで職務遂行可能である者 介助を必要とする障害者は受験不可
    - ・口頭面接に対応可能である者 手話通訳等を必要とする障害者は受験不可
    - ・活字印刷物に対応可能である者 点字を必要とする障害者は受験不可
    - ・自家用車での来場は、認めない 公共交通機関が利用できない者は受験不可
  - (2) 障害に応じた配慮について
    - ・点字試験の実施、手話通訳等の配置、駐車場の用意、福祉機器持ち込み可能
    - ・体力試験の免除、集団討論への配慮
2. 差別禁止法に盛り込むべき受験・資格取得等に関する規定について
  - (1) 試験の実施者は、障害または障害に関連した理由で受験および資格取得等を制限・制約してはならない。
  - (2) 試験の実施者は、受験にあたって、個々の障害に応じて必要とする合理的配慮 (情報および物理的アクセスの確保等) を確保しなければならない。
  - (3) 国および地方公共団体は、障害または障害に関連する受験および資格取得等の制限をなくすために必要な措置を講じなければならない。
  - (4) 国および地方公共団体は、障害または障害に関連した理由で、受験および資格取得等を制限・制約している既存の法制度等を検証し、必要に応じて改正しなければならない。
3. その他
  - (1) 法文上への盛り込み方 (総則・個別規定等) は、別途、検討する。
  - (2) 障害に応じて必要とする合理的配慮等については、自治労障労連調査結果等を資料として提出するが、差別禁止部会において示すことを、期待したい。  
 注) 2005年11月9日 障害者施策推進課長会議決定「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」が公表されている。(別紙)
  - (3) 採用後の継続雇用を確保し、障害者が障害のない者と同様に働く機会と環境を整備するための措置を盛り込むことも必要である。(資料参照)
4. 提出資料 (自治労障労連)
  - (1) 地方自治体における障害者枠採用試験の実施状況に関する調査結果報告
  - (2) 障害者が必要とする労働・雇用における合理的配慮に関するガイドライン
  - (3) 08 障害者の職場状況に関する調査結果報告書

～以下、内閣府のホームページから～

資格取得試験等における障害の態様に応じた  
共通的な配慮について

平成17年11月9日  
障害者施策推進課長会議決定

障害者の社会参加を促進する一環として、資格制限等による制度的な障壁を除去するため、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年3月22日障害者対策推進本部決定)において、「個々の資格制度における取得要件や各種の試験制度における試験方法等について、障害者がその有する能力を十分に発揮できるよう、中長期的に検討を行う」旨が記載されたところである。

このうち「資格制度における取得条件」については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき、63制度の欠格条項を見直す方針が示され、現在までに必要な見直しが終了したところである。

一方、「試験制度における試験方法等」については、「障害者に係る欠格条項の見直しに伴う教育、就業環境等の整備について」(平成13年6月12日障害者施策推進本部申合せ)において、資格取得試験については「障害者の持つ知識、技能が適切に判定されるよう障害の態様に応じて点字等の方法により試験を実施するとともに、受験に際しては障害の態様に応じて手話通訳や移動介助等による支援を行う」及び「実技試験においては、福祉用具等の補助的手段の活用に最大限配慮する」旨の方針が示されたところである。

この点については、「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)に基づく「重点施策実施5か年計画」(同日障害者施策推進本部決定)においても、「障害者施策推進本部申合せ(平成13年6月12日)に沿って、障害者に係る欠格条項見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める」ことが明示されたところである。

各試験制度においては、当該申合せに基づき、障害の態様に応じた配慮がそれぞれ検討され、実施されてきているが、その一層の推進を図る観点から、今般、国が直接実施する資格取得試験等において、各試験制度で共通的に対応すべき配慮事項を以下のとおり示し、その徹底を図るものとする。

なお、国の資格取得試験等であって国が直接実施しないものについても、同様の配慮が行われるよう関係団体に協力を要請するものとする。

また、各試験制度ごとに試験問題等の特性を踏まえた個別の対応が必要な配慮事項については、それぞれの試験制度において更に検討を進めるものとする。

1. 共通的な配慮事項

(1) 試験における配慮

ア. 問題用紙及び解答用紙に関する配慮

- ・ 拡大問題用紙や拡大解答用紙の提供
- ・ マークシートに代わる文字記入解答用紙やチェック解答用紙の提供

イ. 器具等の使用に関する配慮

- ・ 拡大鏡、補聴器等の持参使用
- ・ 照明器具の持参使用
- ・ 車いすで座れる机の提供

- ウ．移動に関する配慮
  - ・ 試験室までの介助者の同伴
- エ．情報伝達に関する配慮
  - ・ 注意事項等の文字による伝達
  
- オ．その他
  - ・ 試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等
  
- (2) 試験案内及び申請書等における配慮
  - ア．試験案内における配慮(冊子又はホームページ等)
    - ・ 配慮内容の明示  
(共通的な配慮事項及び各試験制度で対応可能な配慮事項を列記)
    - ・ 問い合わせ先のFAX番号又はメールアドレスを記載
  - イ．申請書等における配慮
    - ・ 配慮事項希望欄の設定  
(共通的な配慮事項及び各試験制度で対応可能な配慮事項を列記するとともに、その他の配慮希望欄を設定)
    - ・ 受験者が希望する連絡先記載欄の設定  
(電話番号のほかFAX番号又はメールアドレスの記載欄を設定)
  
- (3) 配慮の手続
  - ・ 事前に受験者からの申し出を受けて対応
  - ・ 申請書等に障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付
  
- (4) 対応における配慮
  - ・ 障害のある受験者に対しては、それぞれの障害種別の特性を踏まえて適切に対応
  
- (5) 適用時期
  - ・ 平成18年度に実施する試験から適用  
(対応可能な配慮事項については平成17年度から速やかに適用)
  
- 2. 共通的な配慮事項の見直し
  - ・ 共通的な配慮事項の内容については、配慮技術の進歩、個別試験制度における配慮の状況等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

申請書等における配慮のイメージ [PDF:14KB]

# 地方自治体における障害者枠採用試験の実施状況に関する調査結果報告

## 1. 目的

自治労は、障害者雇用と障害労働者の組織化を重要課題として位置づけ、1981年の国際障害者年に、障害をもつ組合員の結集軸として、本部に「自治労障害労働者全国連絡会（全国障労連）」を設置した。そして、障労連が、中心となって、障害者雇用の促進に向けた運動を進めてきた。

その後、2006年12月に国連において「障害者権利条約（以下、権利条約）」が成立した。以降、2007年9月に日本政府署名、2008年5月に条約発効、そして、現在、民主党を中心とした新政権は、この条約を批准するために「障がい者制度改革推進会議」を設置して、具体的な国内法の検証と見直し作業を進めている。

以上の経過と現状から、本調査は、地方自治体における障害者の採用に関する試験の実施状況を調査し、その実態の把握に努め、権利条約に基づく障害者雇用施策の改善に資することを目的として実施した。

## 2. 実施時期

2010年7月26日（月）から9月30日（木）まで

## 3. 実施方法

- (1) 別添、調査票により自治労本部から各県本部へ調査を依頼した。
- (2) 調査対象とする採用試験は、昨年度または今年度実施分としたが、障害者を対象とした試験については、確認できる直近のものとした。

## 4. 回答状況

- (1) 39県本部582単組から回答を受ける。  
回収率 県本部82.9% (39/47)、単組21.2% (582/2,745)
- (2) 把握した自治体は、28都道府県320市203町31村

## 5. 調査票

別添「自治体における障害者の採用に関する調査票」のとおり

## 6. 集計表

別添「自治体における障害者の採用に関する調査集計表」のとおり

2010年7月16日

各 県本部委員長 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 徳永秀昭

(総合政治政策局 社会福祉評議会)

## 地方自治体における障害者枠採用試験の実施状況に関する調査について

連日の取り組みに対し敬意を表します。

自治労は、障害者雇用と障害労働者の組織化を重要課題として位置づけ、1981年の国際障害者年に、障害をもつ組合員の結集軸として、「自治労障害労働者全国連絡会（全国障労連）」を設置し、障害者雇用の促進に向けた運動を進めてきました。

2006年12月に国連において「障害者権利条約（以下、権利条約）」が成立し、以降、2007年9月に日本政府署名、2008年5月に条約発効、そして現在、民主党を中心とした新政権は、この条約を批准するために「障がい者制度改革推進会議」を設置して、具体的な国内法の検証と見直し作業を進めています。

今回、地方自治体における障害者の採用に関する試験の実施状況の実態を把握し、権利条約に基づく障害者雇用施策の改善に資することを目的として、標記調査を行います。

各県本部におかれましてはお忙しいところ恐縮ですが、各単組、社会福祉評議会、障労連関係者に広くご周知いただき、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

### 1. 調査方法

- ① 各県本部・各県本部障労連を通じて、各単組へ調査をお願いします。
- ② 調査は、当局への照会や各自治体のホームページ（採用）を確認しご回答ください。  
なお、(財)地方自治情報センターのホームページから各自治体のホームページを確認できます。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/1,0,15.html>

### 2. 調査期間

～2010年9月30日

### 3. 回答方法

下記の調査票にご記入の上、本部・社会福祉評議会まで、FAXまたはe-mailにてお送りください。



#### (報告先)

自治労本部・社会福祉評議会

FAX 03-5210-7422

e-mail kenpuku@jichiro.gr.jp

### 4. 回答締切期限

9月30日(木)までに、自治労本部・社会福祉評議会まで、FAXまたはメールにてご返信ください。

### 5. その他

お問い合わせについては、本部社福評（秋野、永野）までお問い合わせください。

TEL 03-3263-0261

FAX 03-5210-7422



福祉はひとが支えています  
じちろう福祉人材確保キャンペーン

以 上

県本部名 \_\_\_\_\_ 単組名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

自治体名 \_\_\_\_\_

### 地方自治体における障害者の採用に関する調査票

- 注1 その他の回答を選択された場合やカッコがある設問には、具体的な内容をカッコ内ご記入ください。  
2 「特記事項（自由記載）」や「自由記載」のある設問には、設問に係る事項をご記入ください。

#### 問1 障害者の採用試験の実施状況を教えてください。（複数回答可）

1. 一般採用試験で採用している。・・・・・・問2～5と7の質問項目にお進みください。
2. 障害者枠の採用試験を実施している。・・・・・・問6以降の質問項目にお進みください。
3. 障害者を採用していない。・・・・・・問2～4と7の質問項目にお進みください。
4. その他（ \_\_\_\_\_ ）

#### 問2 障害者を対象とした別枠・特別枠の採用試験を実施している自治体があることを知っていますか

1. 知っている
2. 知らない
3. その他（ \_\_\_\_\_ ）

#### 問3 一般採用試験で受験または採用の要件としていることを教えてください。（複数回答可）

1. 一般的な要件として、以下の要件の有無
  - (1) 一般公共交通機関を利用すること。（自家用車による来場の禁止）
  - (2) 活字印刷物の判読が可能であること。
  - (3) 電話対応、面談が可能であること。
  - (4) 自家用車通勤が不可であること。
  - (5) 居住地が当該自治体内であること。
  - (6) 試験申込書・受験票の記入は、自書であること。

2. 障害に関する要件として、以下の要件の有無

(1) 身体状況等に関する規程がある。(以下の該当項目をチェックしてください)

身長 体重 視力・視野 聴力 その他( )  
障害がある場合は、その障害の状況に応じて、全部または一部を免除している。

(2) 身体に障害がある場合は、自力・介助者無しで通勤が可能であること。

(3) 身体に障害がある場合は、介助者無しで職務が遂行できること。

(4) 身体に障害がある場合は、活字印刷物に対応できること。

(5) 身体に障害がある場合は、口頭での面接に対応できること。

(6) その他( )

\*特記事項 (自由記載)

問4 一般採用試験の実施状況を教えてください。(複数回答可)

1. 身体検査の実施または、健康診断書を受理している。(以下の該当項目をチェックしてください)

障害の有無に関わりなく実施している。  
内部障害等がある場合は、その障害の状況に応じて、全部または一部を免除している。  
その他( )

2. 体力試験を実施している。(以下の該当項目をチェックしてください)

障害の有無に関わりなく実施している。  
障害がある場合は、その障害の状況に応じて、全部または一部を免除している。  
その他( )

3. 面接試験または、集団討論試験を実施している。(以下の該当項目をチェックしてください)

障害の有無に関わりなく実施している。  
聴覚に障害がある場合は、手話通訳等を配置して情報を保障している。  
その他( )

\*特記事項 (自由記載)

問5 一般採用試験で障害者の受験に対して配慮されていることを教えてください。(複数回答可)

1. 試験案内・申込書に障害者も受験可能であることを記載している。

2. 試験案内・申込書に障害によって必要とする配慮を記載する項目を掲載している。

3. 試験会場がバリアフリーである。または、受験者の必要に応じて対応する。
4. 車いす使用者等が利用できる駐車場を確保している。または、受験者の必要に応じて確保する。
5. 点字試験を実施している。または、受験者の必要に応じて実施する。
6. 面談試験等において手話通訳を配置している。または、受験者の必要に応じて配置する。
7. 面談試験等において要約筆記を配置している。または、受験者の必要に応じて配置する。
8. 面談試験等において文字通訳（パソコン）を配置している。または、受験者の必要に応じて配置する。
9. 福祉機器等の持込を許可している。または、受験者の必要に応じて許可する。
10. 試験時間の延長を認めている。または、受験者の必要に応じて認める。
11. 採用人数に一定率の障害者枠を設けている。（内容  ）
12. ケースバイケースで対応している。
13. 特に考慮していない。
14. その他（  ）

\*特記事項（自由記載）

**問6 障害者を対象とした別枠・特別枠採用試験の応募要項に記載していることを教えてください。（複数回答可）**

1. 自力・介助者無しで通勤が可能であること。
2. 介助者無しで職務が遂行できること。
3. 活字印刷物に対応できること。
4. 口頭での面接に対応できること。
5. 車いす使用者等の駐車場を確保している。
6. 福祉機器等の持込を許可している。
7. 試験の時間延長を可能としている。
8. 居住地が当該自治体内であること。
9. 障害者手帳を所持していること。（以下の該当項目をチェックしてください）  
身体障害者手帳 療育手帳（愛の手帳） 精神保健福祉手帳 その他（  ）
10. 障害の種別を定めている（以下の該当項目をチェックしてください）  
身体障害者 知的障害者 精神障害者 その他（  ）
12. 障害の等級を定めている（以下の該当項目をチェックし、カッコ内障害の等級を記入してください）  
身体障害者（  ） 知的障害者（  ） 精神障害者（  ）

\*特記事項（自由記載）

問7 障害者雇用に関するご意見・提言・方針等があれば教えてください。

\*自由記載

ありがとうございました。